



## 商標登録証

登録第 4 3 5 3 5 1 2 号

平成 9 年商標登録願第 1 4 6 0 3 7 号

商標

大阪歯科センター

# 入れ歯館

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

第 3 7 類 義歯の修理、歯科用機械器具の修理

第 4 0 類 義歯の加工、歯科用機械器具の加工

商標権者 大阪府大阪市平野区喜連 5 丁目 1 0 番 2 7 号

株式会社大阪歯科センター

その他別紙記載

この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。

平成 1 2 年 1 月 2 1 日

特許庁長官

# 近藤隆彦